

令和2年4月23日

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力の停止について

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定の一部効力の停止にしましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 亀宝
- (2) 代表者 代表取締役 笹本 武
- (3) 所在地 大阪府東大阪市長栄寺17番3号

2 事業所名称、事業所の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 グループホームホヌ
- (2) 事業所の種類 共同生活援助
- (3) 所在地 大阪府東大阪市足代北一丁目3番21号  
足代北パークマンション
- (4) 指定年月日 平成30年7月1日（グループホームヌ）  
平成30年9月1日（ホヌA、ホヌB）  
平成30年11月1日（ホヌC）

3 指定の一部効力の停止内容

指定の一部効力の停止3箇月間（3箇月間の新規利用者の受入停止）

4 指定の一部効力の停止期間

令和2年4月1日～6月30日

5 指定の一部効力の停止理由

- (1) 訓練等給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）
  - ・平成30年11月1日から12月6日まで、令和元年9月13日から令和元年10月3日までの間、短期入所を提供し、共同生活住居に居住してしていないにも関わらず、共同生活援助のサービスを行ったとして延べ3人の訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- (2) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）
  - ・平成30年9月中旬から少なくとも令和元年6月頃までの間について、短期入所で支給決定を受けているホヌハウスの利用者にグループホームの居室を利用させていた。

6 事業者に対する経済上の措置

【東大阪市】訓練等給付費に係る返還額	159,042円
（内 不正受給額）	159,042円
加算額	63,616円
合計額	222,658円

東大阪市福祉部  
指導監査室障害福祉事業者課  
TEL 06-4309-3187